



発行/横浜市中央農業委員会・横浜市南西部農業委員会



実りを喜ぶ浜なし(戸塚区小雀町)

- ●農地の賃借料情報・事務処理状況 ●県農地等利用最適化の推進に関する意見の提出
- ●農地利用状況調査の実施 ●農業委員会事務局からのお知らせ ●農業委員会連合会の研修会の開催(報告)
- ●農業者年金に加入して安心で豊かな老後を!●横浜市からのお知らせ

農地法第52条に基づく農地の賃借料

10aあたりの賃借料(円/年額)

IUdめにりの負信科(円/平額)							
		平均額	最高額	最低額			
中央農業委員会	\oplus	11,200	20,900	6,800			
	畑	20,300	36,500	7,700			
南西部農業委員会	\oplus	10,600	11,900	6,700			
	畑	17,700	58,400	5,300			

※平成31·令和元年中に利用権設定を行った 賃借をもとに算出。100円未満は四捨五入。

平成31•令和元年度事務処理状況

	耕作目的の	市街化調整	市街化区域	相続税納税	相続税納税猶予·
	売買・賃借	区域の転用	の転用	猶予·適格者	利用状況確認
	3条許可	4・5条許可	4·5条届出	証明(入口)	(20年明け)
中央	33件	63件	671件	26件	28件
農業委員会	39,230㎡	58,378㎡	273,911㎡	154,146㎡	120,675㎡
南西部農業委員会	6件 14,875㎡	46件 40,176㎡		13件 76,742㎡	12件 76,865㎡

※平成31・令和元年度中に開催された総会での審議・報告件数及び面積

農業委員会の活動紹介

県農地等利用最適化の推進に関する意見を提出しました

農業委員会連合会では、両農業委員会で内容を検討した「令和3年度 県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」について、3件の意見を取りまとめ、神奈川県農業会議に提出しました。また、「令和3年度税制改正要望」については、3月に両農業委員会から神奈川県農業会議に提出しました。今後、「横浜市農業施策に関する意見」についても検討し、連合会として市に提出する予定です。

■県農業会議に提出した意見

- 都市農地 (生産緑地) の貸借において、農地法と同等の借り手の認定要件を、より簡便に見直すこと。
- 自然災害(台風等)からの早期復旧に向けて、災害復旧関連の補助金等手続きの簡素化に努めること。
- 有害鳥獣(リス、アライグマ、カラス等)の食害が深刻なため、より積極的な駆除対策を進めること。

農地利用状況調査を実施します

農業委員会では、遊休農地(耕作放棄地)の解消に向けて、農地法第30条の規定に基づく農地の利用状況調査を実施しています。

今年度は6月~11月に管内全農地の調査を実施します。調査の際、農地に立ち入る場合がありますので、ご協力をお願いします。併せて、この機会に作付・耕うん・草刈りなど耕作地の管理徹底をお願いします。

この調査で発見された遊休農地の農地所有者に対して、利用の 意向確認や農地の耕作の再開・貸付等の指導を行います。



- ※平成29年度から、遊休農地の課税が強化されました。農業振興地域内の遊休農地で一定の条件に 該当すると、固定資産税が増額となる場合があります。
- ※新型コロナウイルスの感染拡大の状況に伴い、調査方法や時期を変更する場合があります。

農業委員会事務局からのお知らせ

中央農業委員会

事務局事務長 丸山 知志 事務局農地係長 新任 藤巻 秀徳

南西部農業委員会

事務局事務長 新任 綿實 理

令和2年4月1日付けで、各農業委員会事務局の事務長、農地係長の異動(左表の新任マーク)がありましたのでお知らせします。引き続き、どうでよろしくお願いいたします。

農業委員会連合会の研修会を開催しました

2月18日に「横浜市農業委員会連合会・横浜市 農地改良協会共催研修会 | を、関内ホールで開催 しました。

神奈川県農業技術センターの田村律子様からは 「神奈川県におけるスマート農業の導入と普及に ついて」、神奈川県農業共済組合の入内島和寛様か らは「自然災害など農業経営上のリスクへの備え」 と題して講演いただきました。参加者からは「ス マート農業の話題は、若い世代の農業者にも聞い て欲しい。」などの感想が聞かれました。



農業者年金に加入して安心で豊かな老後を!

農業者年金に加入できるのは、以下の3つの要件をすべて満たしている方です。

国民年金第1号被保険者 (国民年金保険料納付免除者を除く)

年間60日以上農業に従事

60歳未満

- 現在65歳の日本人の平均余命は男性19年(平均寿命84歳)、女性24年(同89歳)です。
- 高齢農家世帯は、月額約23~24万円の家計費が必要です(総務省家計調査など)。一方、国民年金 の支給額は、一人月額約6万5千円(40年加入の場合)です。



国民年金だけでなく、農業者年金にも加入して老後の生活に備えませんか。 平均余命が長い女性農業者の方にも加入をお勧めします。

農業者年金の特徴

設定自由な保険料

月額2万円から6万7千円の間で自由に決められ、いつでも見直しが できます。

積立方式の終身年金

原則65歳から生涯受給でき、80歳前に亡くなられた場合、80歳ま でに受け取れるはずだった年金相当額がご遺族に支給されます。

税制面での優遇措置

支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となり、将来受け取 る年金も公的年金等控除が適用されます。

一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助が受けられます。

農業者年金のご質問やご相談がある場合は、JA横浜各支店、各農業委員会または農業者年金基金にお問い 合わせください。

農業者年金の詳細は、農業者年金基金のホームページでもご覧になれます。

(URL) https://www.nounen.go.jp | 農業者年金基金|





横浜市からのお知らせ

「農政部」の新設について

中期4か年計画に掲げる「活力ある都市農業の推進」に向け、より強力に都市農業の活性化に向けた 取組等を進めていくため、令和2年4月から横浜市環境創造局に「農政部」が新設されました。

これに伴い、農政推進課、農業振興課、北部及び南部農政事務所は、「みどりアップ推進部」から「農 政部上に変更となりました。

> 問合せ:環境創造局農政推進課 **☎**045-671-2726 FAX 045-664-4425

特定生産緑地制度について

令和4年に指定後30年を迎える生産緑地を所有する方は、 特定生産緑地の指定手続きを忘れずに行ってください。

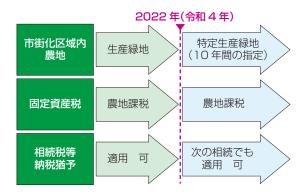
生産緑地は、指定から30年経過すると従来の相続税・固定 資産税等の税制特例措置が適用されなくなります。適用を継 続するには、「特定生産緑地」の指定を受ける必要がありま す。特定生産緑地の指定は、生産緑地指定後30年経過以前に 市町村が所有者等の同意を得ながら行うもので、10年毎の更 新制です。この10年間に相続等が生じた場合は、これまで同 様、買取申出が可能です。

手続き対象の方には、令和元年と同様に事前にお知らせを 送付します。なお、令和3年度指定の受付の案内も別途送付 予定ですので、お待ちいただきますようお願いします。

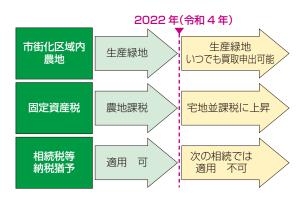
【よくある質問】

Q:相続税の納税猶予を受けている生産緑地で、特定生 産緑地に指定しないまま、申出基準日が過ぎた場合、 納税猶予はどうなりますか?

A:特定生産緑地の指定を受けていない場合は、現在の 相続人に限り納税猶予は継続されます(終身営農)。 ただし、固定資産税は宅地並み課税に5年かけて段 階的に上がります。特定生産緑地の指定を受けた場 合は、次世代の相続人も納税猶予を受けることがで きます。



【イメージ】特定生産緑地の指定を受けた場合 (1992年(平成4年)指定のもの)



【イメージ】特定生産緑地の指定を受けない場合 (1992年(平成4年)指定のもの)

特定生産緑地制度の詳細は 横浜市ホームページをご確認ください

特定生産緑地 横浜市 Q 検索

問合せ:環境創造局農政推進課 牛産緑地担当 **☎**045-671-2726 (FAX)045-664-4425

新型コロナウイルスの感染拡大により、生活などに様々な影響が出ているかと思います。引き続き、感染 予防や体調管理に努めてまいりましょう。

発行●横浜市中央農業委員会/〒 224-0032 横浜市都筑区茅ケ崎中央 32-1(都筑区総合庁舎 4 階) ☎ 045-948-2475 ദ്ധ 045-948-2488 横浜市南西部農業委員会/〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 16-17(戸塚区総合庁舎8階) ☎045-866-8495 [℻]045-862-4351